政党助成法施行規則の一部を改正する省令

政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第８号様式**（第13条関係） ［（その１）～（その６）　略］ （その７） 宣　誓　書 添付書類（別添のとおり） １　領収書等及び残高証明等の写し等 ２　監査意見書 ３　監査報告書（本部に限る。） ４　提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書 ５　総括文書（政党助成法第17条第２項第３号及び第４号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第２項第４号）（支部に限る。） この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。 令和　年　月　日 政党（支部）の名称 会計責任者の氏名　㊞ ［（備考）　略］ （記載要領） ［１～９　略］ 10　この報告書（宣誓書を含む。）を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）並びに領収書等の写し及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第14条第２項第１号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。	**別記** **第８号様式**（第13条関係） ［（その１）～（その６）　同左］ （その７） 宣　誓　書 添付書類（別添のとおり） １　領収書等及び残高証明等の写し等 ２　監査意見書 ３　監査報告書（本部に限る。） ４　提出を受けた支部報告書及び監査意見書 ５　総括文書（政党助成法第17条第２項第３号及び第４号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第２項第４号）（支部に限る。） この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。 令和　年　月　日 政党（支部）の名称 会計責任者の氏名　㊞ ［（備考）　同左］ （記載要領） ［１～９　同左］ 10　この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）、領収書等の写し及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第14条第２項第１号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日　　経済産業大臣　梶山　弘志

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。